

国水下企第72号
令和6年1月25日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについては、平成24年3月29日付け国水下企第106号「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」(以下、平成24年通知。別紙参照)にて通知したところである^{※1}。

令和5年6月30日に政府の地球温暖化対策推進本部により地球温暖化対策計画の進捗状況が公表されたところであるが、高効率給湯器の導入における潜熱回収型給湯器の普及は2030年度目標水準を下回っている状況にある^{※2}。

目標達成に向けては、特に既存集合住宅等への潜熱回収型給湯器の普及が求められていることから、潜熱回収型ガス給湯器等から発生するドレン排水の取扱いについては、平成24年通知を参考として改めて検討されたい。

また、各都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

※1 平成24年通知「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」は、国土交通省ウェブページにて公表しております。

URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000157.html

※2：政府の「地球温暖化対策計画」の進捗状況 (p224-226)

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/2021/2021_sinchoku.pdf

国水下企第106号
平成24年3月29日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて

潜熱回収型ガス給湯器等によるドレン排水の取扱いは地方公共団体毎に異なっており、また、「規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）」において、潜熱回収型給湯器等によるドレン排水の取扱いを自治体が定めるにあたっての参考に資するため、水質や公衆衛生の観点から国がガイドラインを策定することとされています。

国土交通省では、上記を受けて、各地方公共団体における潜熱回収型ガス給湯器等から発生するドレン排水の取扱いの方針や考え方を検討する際の参考に資するためのガイドラインを策定することを目的として、(社)日本下水道協会と共同で、排水設備等制度調査専門委員会（委員長：中坪雄二東京都下水道局施設管理部排水設備課長）の下に、外部有識者からなる潜熱回収型給湯器ドレン排水取扱検討委員会を平成23年度に設置し、その審議の結果、添付のとおり「潜熱回収型ガス給湯器等のドレン排水の取扱い」がとりまとめられました。

各地方公共団体におかれましては、今後ドレン排水の取扱いを定める際に本取扱いを参考として下さい。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して周知願います。

○問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

TEL：03-5253-8427 FAX：03-5253-1596

Email：kanazawa-j2dw@mlit.go.jp